

請 願 文 書 表

令和2年6月8日第4回（定例）町議会

請願 番号	受 理		請 願 者 住 所 氏 名	件 名	請 願 の 要 旨	紹 介 議 員	審 査		
	月	日					結 果	月	日
7	5	29	清水町南2条1丁目8番地 清水町農民連盟 執行委員長 馬場一彦	新たな基本計画における農村 振興の強化を求める請願書に ついて	別紙のとおり	口田邦男 議員			
8	5	29	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海 道連合会清水地区連合会 会長 桑尾達也	2021年度地方財政の充実・強 化を求める意見書に関する請 願について	別紙のとおり	川上 均 議員			
9	5	29	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海 道連合会清水地区連合会 会長 桑尾達也	2020年度北海道最低賃金改 正等に関する意見書の請願 について	別紙のとおり	川上 均 議員			

令和2年5月29日

新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書

紹介議員

口田邦男



請願者

住所 上川郡清水町南2条1丁目8番地
氏名 清水町農民連盟
執行委員長 馬場一彦



清水町議会

議長 加来良明 様



【請願の理由】

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。更に、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組みが急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、食料・農業・農村基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望致します。

貴議会においては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただくよう請願いたします。

記

1. 農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

2. 食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3. 家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上

令和2年5月29日

2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

紹介議員 川上均



請願者代表 住所 上川郡清水町本通1丁目
氏名 日本労働組合総連合会北海道連合会
清水地区連合会
会長 桑尾達也



清水町議会
議長 加来 良明 様



2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

【請願趣旨】

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。政府は現在、2020年度第2次補正予算にむけた準備を進めていますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。

1. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。
2. さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。
3. 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。
4. 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
5. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
6. 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。
7. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。
8. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
9. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
10. 地域間の財源の偏在性是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

令和2年5月29日

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願

紹介議員 川上均



請願者代表 住所 上川郡清水町本通1丁目
氏名 日本労働組合総連合会北海道連合会
清水地区連合会
会長 桑尾達也



清水町議会
議長 加来 良明 様



2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願

【請願趣旨】

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

これらのことから、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2020年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたくお願いいたします。

記

1. 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額994円)を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。